ケータリング業者のための食

品安全性

食中毒は、仕出し業者が食品を正しく処理、調理、ま たは保存しない場合に発生する可能性があります。食 品の調理にとって設備が不十分で不適切な施設は、よ くあるケータリングの問題であり、しばしば食中毒を 引き起こします。

食中毒の原因

以下に示すよくあるケータリングの 間違いにより、食中毒を発生させる バクテリアを増殖させてしまうこと があります。

- 肉や鶏肉などの生食品の調理不 足 - 不適切な調理法のためにバ クテリアが生き残る可能性があ る。
- 弱火での時間をかけた再加熱と 調理 - バクテリアが増殖する理 想的な温度 (20°C ~ 50°C)にな
- 不適切な調理 バクテリアが増 殖する最適な温度に食品を長時 間(2時間以上)置くことになる。
- かなり前から食品を調理してお く - 食品がバクテリアに汚染さ れる機会が増加する。
- 適切に食品を保存しない、輸送 と保存温度が正しくない。- バク テリアを増殖させる。
- 食品取扱者の個人的な衛生状態 が悪い-汚い手、咳、二次汚染に よる食品汚染につながる可能性 がある。

食中毒の防止

ケータリング事業の経営に必要とな るすべての要素は、食中毒の発生を 避けるように正しく管理することが 必要です。

適切なケータリング施設を使用 する

食品の調理場とすべての調理・冷蔵 設備は、調理する食品の分量に適し たものでなければなりません。

ケータリング設備は、食品の調理の 床および保管エリアに関する基準を 遵守し、適切な手洗い設備と冷蔵設 備を備えており、害虫等を駆除する 設計でなければなりません

食品を安全に保管し輸送する

食中毒のもう一つの一般的な原因は、できるだけ早く食品を60℃以上の ある場所で調理し、他の場所に輸送 して提供する食品を不適切に取り扱 い保存することです。

別の場所への輸送中、食品は適切な 保存温度で保存しなければなりませ ん。輸送車は、NSW の法規に従っ て設計および製造されていることが 必要です。

食品を適切な温度(冷蔵食品は5℃ 以下、暖かい食品は 60°C) で保存 できるように、温かい食品と冷蔵食 品用の適切な保存装置と陳列装置が 必要です。

すべての食品は、ホコリ、昆虫、他 の発生原因による汚染を防ぐために、 正しく保護(中に入れる、あるいはカ バーをかける)しなければなりません。 このことは、屋外イベントへのケー タリング、特にハエが問題となる夏 季の期間は特に重要です。汚染から

食品と道具を保護することが重要で

食品を正しく調理する

食中毒は、食品が正しく調理されて いない場合に発生します。

冷凍食品は調理の前に完全に解凍し ます。特に大きい切り身肉や鶏肉は、 完全に解凍しなければ、中まで完全 に調理できない場合があります。冷 凍食品は、調理前に冷蔵庫や電子レ ンジでのみ解凍しなければなりませ ん。作業台の上で解凍しないでくだ さい。

バクテリアを壊滅させて安全な状態 にするには、正しい核心温度になる まで、食品を調理しなければなりま せん。これは特に、肉(71°C)、 鶏肉 (74°C) シーフード (63°C)の場合に 重要です。いったん調理されると、 温度で維持するか、あるいは5℃以 下の温度で冷やさなければなりませ

部分加熱した肉類は、お客様に出す 前に、最終調理段階で正しい核心温 度に達していることが必要です。他 の調理済み食品は、食品を温めてお く装置(例:湯煎用の鍋)に入れる前 に、これらの温度になるまで再加熱 しなければなりません。

ケータリング業者は、正しい調理温 度に達したかどうか確認するために、 目盛り付き温度計を使用しなければ なりません。目盛計は使用前と使用 後に消毒することが必要であり、す べての最終調理温度を記録しなけれ ばなりません。

少量の食料を調理するカギは、十分 な高温に達するようにすることです。 また、大型鍋の代わりに浅い皿を使

用して盛り付けサイズを小さくする ことで、食品をさらに速く完全に冷 蔵あるいは加熱することができます。

二次汚染を避ける

ケータリング業者は、バクテリアの 二次感染を回避するために、生食品 を調理済み食品とは別に調理しなけ ればなりません。可能であれば、生 食品と調理済み食品には別の機器と 道具(ナイフ、トング、まな板)を使 用します。または毎回使用する時に 完全に清掃し消毒してください。用 具の殺菌には、化学殺菌剤が必要で す。ゆすぐ場合は、別の容器が必要 になることもあります。

食品安全と個人衛生に関する職 員の訓練

食品取扱者は、食品安全と個人衛生 に関する正しい訓練を受けなければ なりません。

基本的な個人衛生の慣行には次のも が含まれます。

- 食品の取り扱い前と以下を行っ た後、完全に手を洗って乾かす
 - トイレに行った後
 - 咳をした後
 - 型煙後
 - 生食品や廃棄物を処理した後
- 食品を取り扱う際は、清潔な上 着を着用する
- 食品を取り扱う際は、清潔な使 い捨て手袋を使用する
- 長髪は後ろで束ねるか、帽子を かぶる
- 傷口、痛み、皮膚の割れ目には、● 清潔な防水性の絆創膏を貼る

手袋の着用は法的要件ではありませ んが、食品安全監督局では、調理済 み食品を素手で扱うことは推奨しま せん。トングや使い捨て手袋を使用 すると、調理済み食品の汚染リスク を減少させることができます。使い 捨て手袋が効果があるのは、定期的 に交換した場合、および汚染の可能 性のあるものに接触した後は必ず交 換した場合に限られます。

食品取扱者は、皮膚、鼻、のど、内 蔵の感染症がある場合、雇用主に通 知しなければなりません。このよう な状態の場合は、食品の取り扱いを してはいけません。

現在議会にかけられている食品取扱 鼻をかんだ、くしゃみをした、者の訓練に関する法規が通過した場 合、この情報の一部が変更されます。

より詳しい情報

- 食品安全監督局のウェブサイト をご覧ください。
 - www.foodauthority.nsw.gov.au
- 電話 1300 552 406 のヘルプライ ンまでお電話ください。

ウェブサイトの以下のファクトシー トと公開内容も役に立ちます。

- 食品取扱者の保健衛生の要件
- 危険である可能性のある食品
- 鶏肉と赤身肉 安全な取り扱い
- 一時的な食品イベントと市場
- 寿司の調理と陳列のための食品 安全ガイドライン

災害弱者の方に食品を提供する事業 所には、特別な要件があります。こ ちらをご覧ください。

www.foodauthority.nsw.gov.au/indus trv/vulnerable-persons

About the NSW Food Authority: The NSW Food Authority is the government organisation that helps ensure NSW food is safe and correctly labelled. It works with consumers, industry and other government organisations to minimise food poisoning by providing information about and regulating the safe production, storage, transport, promotion and preparation of food.

Note: This information is a general summary and cannot cover all situations. Food businesses are required to comply with all of the provisions of the Food Standards Code and the Food Act 2003 (NSW).



6 Avenue of the Americas, Newington NSW 2127 PO Box 6682. Silverwater NSW 1811 **T** 1300 552 406 contact@foodauthority.nsw.gov.au ABN 47 080 404 416



